

○富山県利賀芸術公園条例

平成6年9月30日

富山県条例第41号

富山県利賀芸術公園条例を公布する。

富山県利賀芸術公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県利賀芸術公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 利賀において展開され、世界的に名声を博してきた演劇活動を更に発展させることにより、舞台芸術その他の芸術文化（以下「舞台芸術等」という。）の創造と振興に寄与するため、富山県利賀芸術公園（以下「芸術公園」という。）を設置する。

(位置及び区域)

第3条 芸術公園は、南砺市に置く。

2 芸術公園の区域は、知事が定め、告示する。

(平16条例47・一部改正)

(施設)

第4条 芸術公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) 利賀山房
- (2) 野外劇場
- (3) 新利賀山房
- (4) 岩舞台
- (5) 利賀スタジオ
- (6) 利賀創造交流館
- (7) 研修交流館
- (8) 総合案内所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、芸術公園の設置の目的を達成するために必要な施設

(平13条例12・平18条例69・平28条例23・令2条例15・一部改正)

(事業)

第5条 芸術公園は、次に掲げる事業の用に供されるものとする。

- (1) 舞台芸術等に関する企画、制作及び公演を行うこと。
- (2) 舞台芸術等に関する研修及び普及啓発を行うこと。
- (3) 舞台芸術等に関する国際交流及び地域間交流を行うこと。
- (4) 舞台芸術等に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、舞台芸術等の創造と振興に寄与する事業

(県等の責務)

第6条 県は、舞台芸術等の創造と振興を図るため、芸術公園において前条各号に掲げる事業が積極的に展開されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 南砺市その他芸術公園の施設を利用して舞台芸術等に関する活動を行う団体等は、県と密接に連携し、芸術公園の施設の有機的かつ一体的な利用に努めるものとする。

(平16条例47・一部改正)

(行為の制限)

第7条 芸術公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、行為の内容その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が芸術公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 第1項の許可には、芸術公園の管理上必要な条件を付することができる。

(平11条例30・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の

団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に芸術公園の管理を行わせるものとする。

（平17条例38・追加）

（指定管理者が行う業務）

第9条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 芸術公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第5条第1号から第4号までに掲げる事業に関する業務
- (3) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- (4) 第12条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他芸術公園の管理に関して知事が必要と認める業務

（平17条例38・追加）

（休館日）

第10条 芸術公園の施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日

- (1) 利賀創造交流館以外の施設 12月1日から翌年の3月31日までの日
- (2) 利賀創造交流館 12月29日から翌年の1月3日までの日

（平17条例38・追加、平18条例69・一部改正）

（利用の承認）

第11条 芸術公園の施設のうち別表に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 芸術公園の施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他芸術公園の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、芸術公園の管理上必要な条件を付することができる。

（平11条例30・一部改正、平17条例38・旧第8条繰下・一部改正、平18条例69・一部改正）

（利用料金）

第12条 前条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に芸術公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

（平17条例38・旧第9条繰下・一部改正）

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

（平17条例38・旧第11条繰下・一部改正）

（利用料金の還付）

第14条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（平17条例38・旧第12条繰下・一部改正）

（利用者の義務）

第15条 利用者は、第11条第1項の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

2 利用者は、その利用の目的を終了したとき（第17条の規定により第11条第1項の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

（平11条例30・一部改正、平17条例38・旧第13条繰下・一部改正）

（遵守事項）

第16条 芸術公園においては、何人も、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事が特別

の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 芸術公園の施設又は設備を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) その他知事が特に指示した事項

(平11条例30・一部改正、平17条例38・旧第14条繰下、平27条例55・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 第11条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他芸術公園の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例38・追加)

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第7条第1項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは芸術公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 第7条第3項の規定による許可の条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けた者

2 知事は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の許可又は第11条第1項の承認を受けた者に対し、当該許可若しくは承認について前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 芸術公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 芸術公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、芸術公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平11条例30・一部改正、平17条例38・旧第15条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例30・一部改正、平17条例38・旧第17条繰下)

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第16条の規定に違反した者
- (3) 第18条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

(平27条例55・追加)

附 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(富山県バイオテクノロジーセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により利用若しくは専用使用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(富山県民会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受け

ている者は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受けたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第47号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県利賀芸術公園条例第8条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県利賀芸術公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成18年条例第69号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第55号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成28年条例第23号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

（平18条例69・全改、平26条例21・平28条例23・平31条例9・令2条例15・令8条例6・一部改正）

1 利賀山房等利用料

種別	金額
利賀山房	日額21,900円
野外劇場	日額19,400円
新利賀山房	日額36,500円
岩舞台	日額4,900円
利賀スタジオ	日額18,200円
利賀創造交流館練習ホール	日額11,000円
附帯施設	実費を勘案して知事が定める額

備考

- 「日額」とは、午前0時から午後12時までの利用に係る金額をいう。
- 「附帯施設」とは、利賀山房、野外劇場、新利賀山房、岩舞台、利賀スタジオ又は利賀創造交流館練習ホール（以下「利賀山房等」という。）の利用者が、利賀山房等において行う公演等のために利用する施設で、知事が定めるものをいう。
- 利賀山房等の利用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - 入場料等（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。以下この項において同じ。）が1,000円を超え2,000円以下の場合 通常利用料金の30パーセントに相当す

る額

(2) 入場料等が2,000円を超え3,000円以下の場合 通常利用料金の50パーセントに相当する額

(3) 入場料等が3,000円を超える場合 通常利用料金の80パーセントに相当する額

4 利賀山房等における公演の準備のために訓練、練習、仕込み、リハーサル等を行う場合の金額は、通常利用料金の30パーセントに相当する額とする。

5 利賀創造交流館の本館又はキャンプ場の利用者が利賀創造交流館練習ホールを利用する場合は、利賀創造交流館練習ホールの利用料金は、徴収しない。

2 利賀創造交流館及び研修交流館宿泊料

区分			単位	金額
本館	専用利用		1 夜につき	101,700円
	専用以外の利用	一般	1 人 1 夜につき	3,400円
		高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者		1,750円
		小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者		400円
		6 歳未満の者		無料。ただし、寝具を提供する場合は、310円
キャンプ場	高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者並びに一般		1 人 1 夜につき	180円
	小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者			100円
	6 歳未満の者			無料
研修交流館	専用利用		1 夜につき	15,200円
	専用以外の利用	一般	1 人 1 夜につき	3,400円
		高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者		1,750円

備考 「1夜」とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。